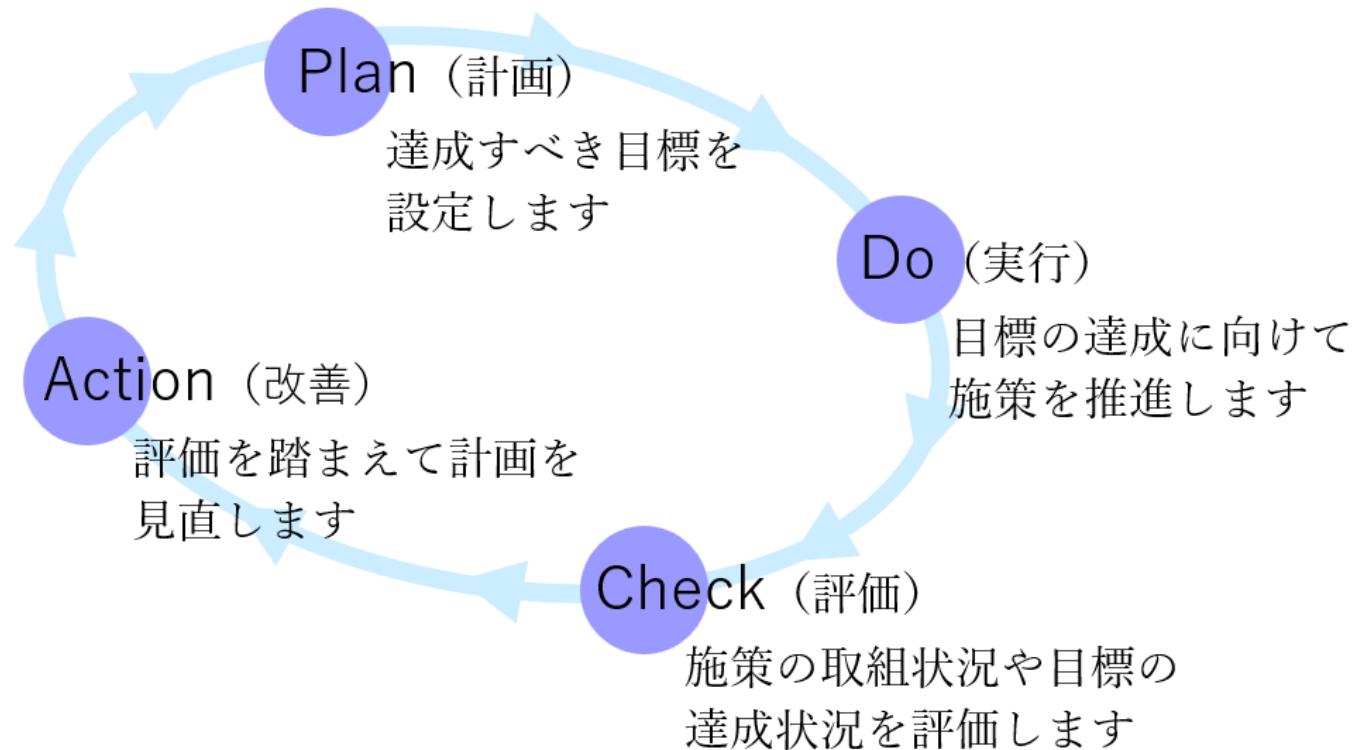


千葉県子どもを虐待から守る基本計画の進捗状況【令和6年度】について

資料 1

1 計画の評価について

- 本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、計画の進捗管理や見直しなどを行います。
- 短期的なPDCAサイクルとして、毎年、施策の取組状況や目標の達成状況を千葉県社会福祉審議会社会的養護検討部会に報告し、その評価を踏まえて、改善点を整理し翌年度の施策の推進につなげます。なお、目標の達成状況については、県のホームページで公表します。
- 長期的なPDCAサイクルとして、計画の中間にあたる5年を経過する令和7年6月に、当初に設定した3年以内に達成すべき指標や全体的な進捗状況について、総合的な評価を行い、その評価に基づき、すべての目標や対策について見直しを行っています。



2 目標の進捗状況について

- 千葉県子どもを虐待から守る基本計画では3つの取組に対して計19の目標を設定しています（令和4年度までの目標を除く）。
- それぞれの目標には達成すべき期限が設けられており、毎年度の目標が5個、令和6年度までの目標が3個、令和9年度までの目標が1個、令和11年度までの目標が10個設定されています。
(※)里親等委託率の目標は、令和4年度、6年度、11年度でそれぞれ設定
- 進捗率が「順調に進んでいる／達成」・「概ね順調に進んでいる」となっているものは、14目標・約74%となっています。
- 一方、「目標を達成できなかった」となっているのは、「児童虐待による死亡事例」、「養育支援訪問事業の実施市町村数」、「被措置児童等虐待」、「一時保護所の保護人数の定員超過の解消」の4目標です。

<目標の達成状況>

	順調に進んでいる ／達成	概ね順調に 進んでいる	進捗に遅れがある	進捗に大幅な 遅れがある	目標を達成 できなかった	計
第2章 児童虐待の防止 に向けた取組	2	0	0	0	2	4
第3章 家庭的養育の推 進に向けた取組	7	1	1	0	1	10
第4章 児童相談所の強 化に向けた取組	4	0	0	0	1	5
計	13	1	1	0	4	19

◆進捗状況の標記について ※進捗率等の区分は「千葉県総合計画」の政策評価に準拠しています。

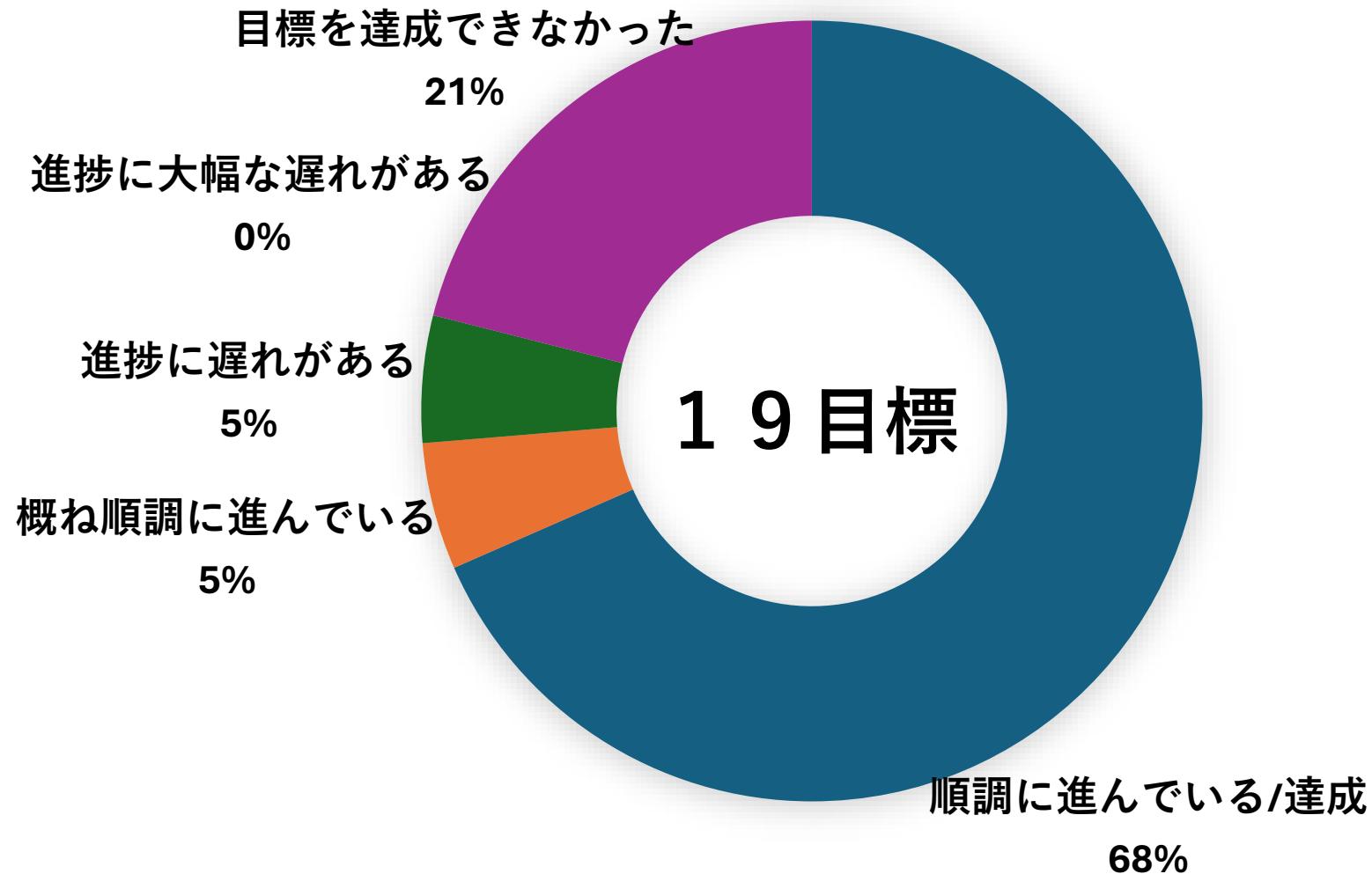
標記方法	順調に進 んでいる ／達成	概ね順調 に進んで いる	進捗に遅 れがある	進捗に大 幅な遅れ がある	目標を達 成できな かった
進捗率等 (※)	100%	100%未 満～60%	60%未満 ～30%	30%未満	期限到来 するも目 標未達成

・定量的な目標の進捗状況は、目標期限を踏まえた令和6年度で達成すべき目安値(達成すべき数値を目標期限までの年数で按分)を設定し、その目安値に対する進捗率を算出しています。

・定性的な目標の進捗状況は、目標期限までに達成するために令和6年度で実施されているべき事項など、進捗状況を総合的に勘案して評価しています。

2 目標の進捗状況について

<目標の達成状況別の割合>



第2章 児童虐待の防止に向けた取組

- 児童家庭支援センターの設置については目標の20か所設置を達成しました。
- 市町村が取り組む施策である養育支援訪問事業の実施は、令和6年度までに全市町村で実施するとした目標を達成できませんでした。
- 県が所管していたケースで児童虐待による死亡事例が発生しました。
- 今後は、家庭支援事業の実施やこども家庭センターの設置・運営に対する支援等、市町村の子育て支援の充実、虐待の未然防止や虐待対応力の向上に取り組みます。また、死亡事例が発生してしまったことから、学識経験者、弁護士等の有識者で構成する死亡事例等検証委員会にて検証を行い、再発防止に向けた対応策等を検討します。

第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

- 里親推進について、委託率・登録里親数ともに、順調に推移しています。
- 施設における家庭的養育の推進について、順次、施設で小規模化に向けた建替え等を進めており順調に推移しています。
- 新たな施設の整備については、令和7年3月に習志野市内で1施設が開設し、令和6年度までに新たに2施設を整備する目標を達成しました。
- 今後は、引き続き地域小規模児童養護施設の設置や分園型小規模グループケアの実施に向けた支援に取り組む他、新たに民間の児童養護施設の2か所設置を促進していきます。また、被措置児童等虐待があったことから、子どもの権利ノートやあなたへの大切なお知らせ(県に連絡できるはがき)を引き続き配布するとともに、里親や施設職員に対する研修を通じ、子どもの権利擁護に取り組んでまいります。

第4章 児童相談所の強化に向けた取組

- 近年の職員採用の増加に伴い、経験の浅い職員の占める割合が高くなってきており、若手職員の能力向上と適切な業務執行体制の確保が喫緊の課題となっています。
- 一時保護所については、計画どおりの増員を行いましたが、児童虐待相談対応件数の増加の影響等から一時保護の件数も多く、定員超過の状況を解消するまでに至っていません。
- 児童相談所の増設については、予定している2か所とも令和6年度から建設工事を実施しています。
- 今後は、若手職員の指導育成やサポート等を行う中堅以上の職員の指導育成能力やマネジメント能力向上のため、引き続き研修の充実化を図っていくとともに、児童相談所の体制強化のため、千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針に基づき、児童相談所職員の確保及び人材育成を計画的に推進します。また、一時保護所職員の更なる配置や、児童相談所の増設・建替と合わせた一時保護所の定員確保を進めるとともに、一時保護所における子どもの権利を保障するための取組を行います。